

平成 29 年度の東串良町情報公開制度等の運用状況について

【平成 29 年度の東串良町情報公開制度の運用状況について】

1 東串良町情報公開条例に基づく開示請求の件数

期間	件数	請求に対する決定内容等				備考
		開示	一部開示	不開示	その他	
平成 29 年度	1		1			

2 開示請求の内容

整理番号	請求日	決定日	請求の内容	決定内容	所管課	不開示条項等
1	平成 29 年 6 月 30 日	平成 29 年 7 月 21 日	にぎやかタウン雪山地区土地造成 にかかると一連の書類	一部開示	企画課	条例第 7 条 第 2 号

○情報公開制度とは

町民の皆さんが町政や町民生活に関して「こんなことが知りたい」と思ったときに、町の持っている公文書の公開を請求できる制度です。

町では、この制度が町民の皆さんに利用され、町の行政運営の向上と公正の確保を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政への参画の促進と開かれた町政の実現に資することを目的としています。

【平成 29 年度の東串良町個人情報保護制度の運用状況について】

平成 29 年度は東串良町個人情報保護条例に基づく開示請求はありませんでした。

○個人情報保護制度とは

町の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求できる制度です。

町では、この制度が町民の皆さんに利用され、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。